

教育研究・研修活動支援事業(教育関係団体支援事業)募集要項

1 目的

児童・生徒の教育の充実や教職員の資質向上等により教育の振興・充実に資するため、教育関係団体等が行う研究会・研修会等を助成します。

2 助成対象団体

児童・生徒の教育の充実や教職員の資質向上等に係る自主的な研究・研修活動等に取り組む山口県内の教育関係団体等（個人を除く。）

3 助成対象事業

山口県内の教育関係団体等が山口県内で行う研究会・研修会等であって、原則として中国地区規模以上のもの。

なお、次に掲げる事業は、助成の対象としません。

(1) 営利を目的とすると認められる事業

(2) 宗教的、政治的又は商業的な宣伝意図があると認められる事業

4 助成額

事業に要する経費の2分の1以内を助成するものとし、助成額は一件について30万円を限度とします。

5 対象経費

対象経費は、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、諸謝金、その他財団が必要と認める経費とします。

なお、備品購入費、懇親会費、飲食費、恒常的な人件費及び運営費その他対象事業の実施に係る直接的経費と認められない経費は対象になりません。

6 申請手続

別添様式により令和3年5月13日（木）までに、当財団へ申請してください。

7 交付決定

審査委員会で審査の後、交付を決定し、令和3年6月末までに通知します。

8 助成金の交付

事業完了後に提出された実績報告書等の内容を審査し、適当と認めた場合に、助成金の額を確定し、交付します。

なお、必要と認めたときは概算払いができます。

9 その他

本事業の助成・交付についての必要な事項は、理事長が別に定めます。

【申請・問合せ先】

(公財)山口県ひとづくり財団 県民学習部

生涯学習推進センター

〒754-0893 山口市秋穂二島1062

TEL 083-987-1710 FAX 083-987-1760

e-mail yh-kengaku@hito21.jp